

市県民税の申告相談受け付けを開始

市県民税の申告相談受け付け

- ▼申告期間 2月2日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日を除く)
 - ▼対象
 - ①給与支払報告書が勤務先から市に提出されていない方
 - ②給与以外に所得があった方
 - ③二カ所以上から給与の支払いを受けた方
 - ④営業・農業・不動産などの所得がある方
 - ⑤雑損・医療費・生命保険料・地震保険料などの控除を受ける方
 - ⑥平成二十六年中に所得がなかった方
 - ⑦非課税所得(障害・遺族年金、雇用保険、児童扶養手当など)があった方
- ※公的年金等の収入金額が四百万円以下であり、かつ公的年金等以外の所得が二十万円以下の方で、確定申告をする必要がない方でも、控除を受けた場合には、市県民税の申告が必要です。
- ※所得税の確定申告をする方は、市県民税の申告は不要です。
- ※申告の内容によって、税務署が開設する確定申告書作成会場に案内する場合があります。
- ▼持参するもの 領収書(国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、医療費など)や印鑑など
- ①給与所得者や年金受給者
⇒源泉徴収票など
- ②自営業や農家の方
⇒収入金額や必要経費を記入した帳簿など
- ※事業所得に係る収支、年間の医療費などは、あらかじめ整理・計算をお願いします。
- ▼申告方法 市県民税申告書に必要事項を記入し、一月九日付けのお知らせ回覧文書で指定する日時・会場へ提出
- ※受け付けでは自書申告書

(自ら作成した申告書) 以外はお預かりしませんので、ご了承ください。

※申告期間中、市民税課では郵送の申告書のみ受け付けています。

いわき税務署からのお知らせ

- 確定申告をする方へ
確定申告書に必要事項を記入して、早めに提出してください。なお、国税庁のホームページにて、申告書が作成できます。
- ▼申告期間
 - ・所得税 2月16日(月)～3月16日(月)
 - ・消費税 2月16日(月)～3月31日(火)
- 消費税確定申告について
平成二十六年四月一日から消費税(地方消費税を含む)の税率は8%です。平成二十六年分の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿などで、課税取引を適用税率ごとに区分して集計する

必要があります。

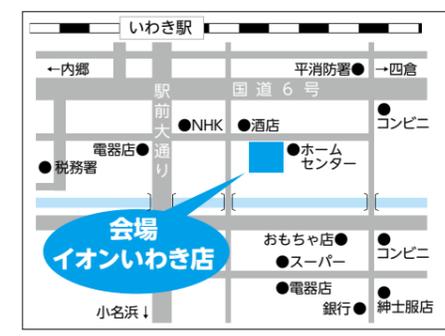
なお、消費税法の改正内容については、国税庁ホームページをご覧ください。

○申告書作成会場を開設
申告書の受け付けや記載方法などのアドバイスを行います。期間中は会場が混み合うため、早めに会場へ来てください。

▼開設期間 2月2日(月)～3月16日(月) 9時～16時

▼ところ イオンいわき店

※開設期間中は、いわき税務署内には申告書作成会場を設けていませんので、ご注意ください。



高齢者の障害者控除についてのお知らせ

長寿介護課介護認定係 ☎22-7475

65歳以上の方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかをお持ちでなくても、要介護認定(要支援認定を除く)など、障がい者に準ずるとして市の認定を受けた方は、所得税や市県民税の障害者控除を受けることができます。

※認定の申請は、各地区保健福祉センター窓口で。

○お問い合わせ
市県民税の申告
市県民税課
☎22-7426
☎22-7427

・確定申告(消費税を含む)
いわき税務署
☎23-2141

安定ヨウ素剤を配布 ～40歳以上の方へも配布します～

○お問い合わせ
放射線健康管理センター
☎27-8560

現在、40歳未満の方を対象に安定ヨウ素剤を配布し、家庭での備蓄をお願いしています。今回、先に配布している安定ヨウ素剤が有効期限を迎えたため、40歳未満(昭和49年4月2日以降生まれ)の方へ、あらためて郵送にて配布します。また、国の指針の一部改正により、40歳以上(昭和49年4月1日以前生まれ)の方へも配布します。

- ▼40歳未満の方への配布
配布方法 1月中旬から郵送にて配布
- ▼40歳以上の方への配布
配布方法 運転免許証などの身分証明書を持参の上、①放射線健康管理センター(総合保健福祉センター内)または②各地区保健福祉センターで受付時間 平日9時～17時(①の月・木曜日は19時30分まで受け付け)
- ▼配布期間 2月2日(月)～3月31日(火)
- ※同一世帯の方の分も配布可能です。
- ※次の「服用不適項目」または「慎重服用項目」に該当するかどうか、かかりつけ医などに確認の上、窓口にお越しください。なお「服用不適項目」に該当する方には、重篤な副作用が生じる可能性があるため配布できません。
- 【服用不適項目】
○これまでに安定ヨウ素剤の成分、またはヨウ素に対し、過敏症があるといわれたことがある方

- ①ヨード造影剤過敏症(造影剤アレルギー)
 - ②甲状腺の病気(甲状腺機能亢進症、機能低下症)
 - ③腎臓の病気や腎機能の障害
 - ④先天性筋強直症
 - ⑤高カリウム血症
 - ⑥低補体血症性じんましん様血管炎
 - ⑦肺結核(カリエス、肋膜炎なども含む)
 - ⑧ジューリン
- グ疱疹状皮膚炎
- 現在、次のいずれかの薬を使用している方
- ①カリウム含有製剤(カリウム補給)
 - ②リチウム製剤(双極性障害(そううつ病)治療)
 - ③抗甲状腺薬(甲状腺機能低下症治療)
 - ④アンジオテンシンⅡ阻害剤、カリウム貯留性利尿剤、降圧剤、ACE阻害剤(高血圧治療)

国民健康保険 70歳未満の方の医療機関で支払う自己負担限度額が変更になります(1月診療分から)

国保年金課調査給付係 ☎22-7456

▼自己負担限度額(月額) 平成27年1月診療分からの新区分表

所得区分	総所得金額等	適用区分	3回目まで		4回目以降
			3回目まで	4回目以降	4回目以降
上位所得者	901万円超	ア	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%	140,100円	
	600万円～901万円以下	イ	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%	93,000円	
一般	210万円～600万円以下	ウ	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%	44,400円	
	210万円以下	エ	57,600円	44,400円	
	住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円	

※[総所得金額等] = 総所得金額(収入総額-必要経費-給与所得控除-公的年金等控除等)-基礎控除(33万円)
(色掛けの部分が今回変更となります。)